

## 第3回 北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事要旨

- 1 日 時 平成20年8月20日(水) 15:00~16:30
- 2 場 所 北九州市消防局庁舎2階 災害対策本部室
- 3 議 題 迷惑行為防止重点地区の答申案の審議  
基本計画に関する意見交換
- 4 出席者 大坪委員(会長) 太田委員、加藤委員、久保委員、田中委員、  
松永委員、安永委員
- 5 議事概要

- (1) 迷惑行為防止重点地区の答申案について事務局が資料説明を行い、その後意見交換を行った。委員の主な発言概要は次のとおり。

巡視体制についても答申内容に加えたほうがよいのではないか。

灰皿を置けば吸い殻以外のゴミが捨てられるので、原則的には灰皿は置かない方がいいと思っているが、吸う人の身になれば少し気になる。

- (2) 会長まとめ

巡視体制については、今後、定点観測の報告などを見ながら、効果が思わしくないときには、やり方を変えるようこの協議会から提言を出していくことになるかと思う。

重点地区には、いくつになるか分からないが、公的な喫煙場所を設けることになると思う。その付近がポイ捨ての多いバス停などに比べて吸い殻が少なくなるようなら、効果があるということになるので、灰皿の設置についてまた考えていかなければならないし、灰皿があっても他の場所とおなじくらい吸い殻が捨てられているということ

になれば、もう一回考え直さないといけないのではないか。

今回答申したらおしまいではなくて、その後の効果も考えながら、この協議会では、指定の範囲を広げたり、別のところを指定したりと、運用の方法まで含めて息長く、委員には意見をいただこうと思っている。

- (3) 基本計画について事務局が資料説明を行い、その後意見交換を行った。委員の主な発言概要は次のとおり。

大きな祭りのときに、近くにゴミ箱があるにも関わらず、ごみをそのままにして帰る人が多い。そういう人たちにどうやってモラル・マナーを浸透させて行くか、大変難しいと思う。子どもたちから親へ発信していくような形の取組みをやってみてはどうか。

車の中からものを捨てたり、激しいときには窓を開けて灰皿の中身を捨てたりすることを見ることもある。車からのポイ捨てに対応するものなどがこの中には出てきていないようである。

自分たちの住んでいるまちを、市民自身が自らきれいなまち、住みやすいまちにするという、目標と基本方針を市民参加でやるのなら、基本計画の視線を変えた方がいいかと思う。自らがきれいなまちづくりをしましょうと変えた方がいいのではないか。

最初に小倉が指定されて、各区の中心となる商店街などへ拡大していくと思う。小倉と黒崎は今年から中心市街地の活性化がスタートするが、それとの関連はこの事業の中には入っていないようである。それと関連づけてやるということは考えているか。

楽しい気分で携われるようにしないと進んで行かないのではないか。意識がない人をどうしていけばいいのかというのが一番の問題だと思う。否定的なイメージばかりではなく、もっと楽しい気分で、イメージキャラクターを出すようにするとか、きれいにするによって楽しくなるような企画をやっていった方がいいと思う。

アメリカやヨーロッパなどでは、交通違反者などに対して、何ヶ月以内に清掃活動に参加しなければいけないということをやっている。そういうことをすることが意識

の変化につながっていくような気もするし、未成年者とか子どもにも過料とするのではなくて、公園のトイレ掃除でもいいし、そういうのも考えてみてはどうかと思う。今すぐに出来ないかも知れないが、北九州市が初めてそういうことを始めたと、チャレンジしてもおもしろいかなと思う。

#### (4) 会長まとめ

全世代をターゲットにするアプローチより、より効果が期待できる子どもからのルートのアプローチを重視すべきではないかというご意見をいただいたと思う。どういう風に巻き込んでいけばいいかは、知恵を絞らなければいけないと思う。

迷惑行為の防止の基本計画というものを非常に大きなところまで広げていくと、市民としての生き方というところにつながっていく。そういうことを踏まえて、どう取り組んでいくのかを今日いただいた意見を元にして、知恵を出していきたい。

地域の清掃活動など非常に数多くの、中には貴重な頭の下がるような活動を続けておられる方も北九州市にはたくさんいらっしゃる。そういうことをどのように啓発していくのか、支えていくのかということも、是非この迷惑行為防止という基本計画の中には組み込んでいきたい。今日いただいたご意見を組み込みながら、少し全体像、設計図を作り、またお知恵をお借りしたいと思う。

## 6 今後のスケジュールについて

- (1) 8月下旬に会長から市長へ答申予定。
- (2) 9月中に市が重点地区等を公表予定。
- (3) 11月から来年1月に、基本計画についての委員の個別ヒアリングを実施予定。
- (4) 第4回目の協議会は、来年3月に開催予定。

文責：事務局（総務市民局安全・安心課）